

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 21 年
6 月 9 日
(火曜日)

目 次

告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一

公告
一般競争入札の実施(文化振興課)……………三
土地改良区役員の出出(農村整備課)……………五
雑報……………五
争議行為の通知……………六



山口県告示第二百四十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十一年六月九日から同月二十九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年六月九日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日鐵住金溶接工業株式会社

- 住 所 東京都中央区築地四丁目七番五号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日鐵住金溶接工業株式会社光工場
所 在 地 光市浅江四丁目一番一号
- 三 特定施設に関する事項
種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (t/日)	工 事 着 手 年 月 日 定 手	工 事 完 成 年 月 日 定 成	使 用 開 始 年 月 日 定 始	間 隔 時 間 連 続 使 用 時 間 一 日 当 た り の 使 用 時 間 季 節 的 変 動 の 概 要
六六(二基)	三〇	平成二一、 一、一、一	平成二一、 一、三、二	平成二一、 一、一、一	連 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「六六」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十六号の電気めつき施設をいう。

No. 6 排 水 口	No. 5 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 状 態 の 値		排水の一日当たりの量 (m ³)
			通 常	最 大	
"	"	七	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	排出水の一日当たりの量 (m ³)
"	"	八	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	
七	一四・一	七	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	排出水の一日当たりの量 (m ³)
九	一八・四	九	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	
一〇	二六	一〇	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	排出水の一日当たりの量 (m ³)
二〇	二三	二〇	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	
"	"	三	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	排出水の一日当たりの量 (m ³)
一	六・七	一	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	
二	一三・七	二	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	排出水の一日当たりの量 (m ³)
〇・一	〇・三六	〇・一	リン (mg/l)	窒素 (mg/l)	
〇・二	〇・七二	〇・二	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	排出水の一日当たりの量 (m ³)
二〇	四四七・一	二二五	リン (mg/l)	窒素 (mg/l)	
四〇	五五一・二	二五〇	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	排出水の一日当たりの量 (m ³)

五 排出水の汚染状態の値及び排水の量

ワイヤ排水処理設備	種 類		項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
	処理後	処理前	通 常	最 大	
ワイヤ排水処理設備	七	二	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	八	六	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	
ワイヤ排水処理設備	一八・二	二〇〇	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	二三・五	六〇〇	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	
ワイヤ排水処理設備	二〇	一〇〇	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	二五	一五〇	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	
ワイヤ排水処理設備	三	五	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	九	一〇	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	
ワイヤ排水処理設備	一八	二〇	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	"	〇・五	リン (mg/l)	窒素 (mg/l)	
ワイヤ排水処理設備	〇・九	一	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	"	二八五・一	リン (mg/l)	窒素 (mg/l)	
ワイヤ排水処理設備	"	三五八・二	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

ワイヤ排水処理設備	種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間	間隔	一日当たりの使用時間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工事着手予定 年 月 日	工事完成予定 年 月 日	使用開始予定 年 月 日

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		備 考
	通 常	最 大	
(二基) 六六	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	(一)の表の備考は、この表について準用する。
	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	
二	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量
	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	
三	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量
	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	
一〇	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量
	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	
二〇	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量
	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	
六〇〇	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量
	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	
一四二	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量
	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	
一五〇	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量
	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	
一〇	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量
	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	
二〇	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量
	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	
〇・五	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量
	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	
一	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量
	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	
二二九・六	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量
	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	
一四四	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量
	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	



(一九四) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十一年六月九日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

- (一) 物品の名称及び数量
- 可動展示ケース 七台
- (二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限 平成二十二年三月三十一日

(四) 納入場所 山口県立萩美術館・浦上記念館

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十一年山口県告示第五十七号)に基づき資格審査において、家具類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ

及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

萩市大字平安古町五八六番地の一 山口県立萩美術館・浦上記念館総務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県立萩美術館・浦上記念館総務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県立萩美術館・浦上記念館総務課

(三) 受領期限

平成二十一年七月二十一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十一年七月二十二日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

萩市大字平安古町五八六番地の一 山口県立萩美術館・浦上記念館会議室

(二) 日時

平成二十一年七月二十二日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県立萩美術館・浦上記念館館長 上田 秀夫

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 契約書の作成の要否

要

(三) 契約保証金

免除する。

(四) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(五) 詳細については、山口県立萩美術館・浦上記念館総務課(電話〇八三八―二四一四〇〇)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Hagi Uragami Museum

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: 7 exhibition cases

(3) Delivery period: March 31, 2010

(4) Delivery place: Hagi Uragami Museum

(5) Section in charge of procurement and Contact point for inquiry: General Affairs

Division, Hagi Uragami Museum, TEL: 0838-24-2400

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., July 21, 2009

(In case of bringing a tender: 2:00 P.M., July 22, 2009)

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

(一) 物品の名称及び数量

可動展示ケース 十三台

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成二十二年三月三十一日

(四) 納入場所

山口県立萩美術館・浦上記念館

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十一年山口県告示第五十七号)に基づき資格審査において、家具類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

萩市大字平安古町五八六番地の一 山口県立萩美術館・浦上記念館総務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県立萩美術館・浦上記念館総務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県立萩美術館・浦上記念館総務課

(三) 受領期限

平成二十一年七月二十一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十一年七月二十二日午後三時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

萩市大字平安古町五八六番地の一 山口県立萩美術館・浦上記念館会議室

(二) 日時

平成二十一年七月二十二日午後三時

七 入札保証金

八 無効入札
免除する。

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県立萩美術館・浦上記念館館長 上田 秀夫
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) 契約保証金
免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県立萩美術館・浦上記念館総務課(電話〇八三八―二四―一四〇〇)に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Branch office in charge of contract: Hagi Uragami Museum
 - (2) Nature and quantity of the products to be purchased: 13 exhibition cases
 - (3) Delivery period: March 31, 2010
 - (4) Delivery place: Hagi Uragami Museum
 - (5) Section in charge of procurement and Contact point for inquiry: General Affairs Division, Hagi Uragami Museum, TEL: 0838-24-2400
 - (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., July 21, 2009
- (In case of bringing a tender: 3:00 P.M., July 22, 2009)

(二九五) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十一年六月九日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住所	
防府市小野土地改良区	理事	内藤 秀彦	防府市大字鈴屋一―二二	
	監事	新川 武紀	〃 〃 二二―	
	〃	田中 和男	〃 〃 大字奈美四〇三	
	〃	山本 毅	〃 〃 大字奥畑一〇	
	〃	上田 武司	〃 〃 大字久兼一四の一	
	〃	雪野 英明	〃 〃 大字中山一八の一	
	〃	山下 巖	〃 〃 大字和字五五〇	
	〃	山川 恵一	〃 〃 大字真尾五九三	
	〃	原田 実	〃 〃 大字奈美三〇五	
	〃	末富 靖久	〃 〃 大字中山四〇七	
	〃	佐伯 忠義	〃 〃 大字久兼六三四	
	〃	丸田 和則	〃 〃 大字真尾一―六六の六	
由宇土地改良区	理事	藤森 孝夫	岩国市由宇町三〇一	
	〃	向井 槌生	〃 〃 由宇町神東七三一	
	〃	土井 忠義	〃 〃 由宇町六八〇	
	〃	保木 秀男	〃 〃 由宇町西一丁目五番一〇号	
	〃	佐々川 武	〃 〃 由宇町五〇九三	
	〃	畑野 保	〃 〃 由宇町神東七三一	
	〃	河村 忠士	〃 〃 由宇町八四二六	
	〃	重岡 勝平	〃 〃 由宇町中央一丁目八番三号	
	〃	土井 利夫	〃 〃 由宇町神東一四七九の一	
	二 退任した役員			
	土地改良区の名			
	防府市小野土地改良区	理事の別	氏名	住所
防府市小野土地改良区	理事	内藤 秀彦	防府市大字鈴屋一―二二	

由宇土地改良区	理	山崎 忠士	三二四
丸田 和則	事	田中 和男	大字奈美四〇三
丸田 和則	事	山本 毅	大字奥畑一〇
丸田 和則	事	上田 武司	大字久兼一四の一
丸田 和則	事	雪野 英明	大字中山一八の一
丸田 和則	事	山下 巖	大字和字五五〇
丸田 和則	事	藤井 昌弘	大字真尾六六〇
丸田 和則	事	原田 実	大字奈美三〇五
丸田 和則	事	末富 靖久	大字中山四〇七
丸田 和則	事	佐伯 忠義	大字久兼六三四
丸田 和則	事	丸田 和則	大字真尾一一六六の六
丸田 和則	事	矢野 照信	岩国市由宇町三八〇一
丸田 和則	事	保木 秀男	由宇町西一丁目五番一〇号
丸田 和則	事	藤森 孝夫	由宇町三〇二
丸田 和則	事	貞中 哲一	三〇八七
丸田 和則	事	松村 正勝	八〇三〇
丸田 和則	事	向井 槌生	由宇町神東七三二
丸田 和則	事	山重 裕保	二〇八三
丸田 和則	事	山近 武志	由宇町一七三
丸田 和則	事	守田 敦美	由宇町神東二三八の一

争議行為の通知

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十一年六月九日

山口県知事 二井 関 成

一 事件

- (一) 夏季一時金の要求に関する件
- (二) 諸手当の改善の要求に関する件
- (三) 労働条件の改善の要求に関する件

平成二十一年六月九日印刷

発行人

山口県知事

- (四) 増員の要求に関する件
- 二 日時
平成二十一年六月十日以降本問題の解決に至るまでの期間
- 三 場所
総合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事する全職場
- 四 概要
あらゆる形の争議行為を実施する。